

議案第112号

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県事務処理の特例に関する条例（平成12年鹿児島県条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表農政部の表1の項中「錦江町」の次に「，南大隅町」を，「南種子町」の次に「，喜界町」を加え，同表2の項中「南九州市」の次に「，伊佐市」を，「瀬戸内町」の次に「，喜界町」を加える。

別表土木部の表5の2の項及び5の3の項中「いちき串木野市」の次に「，志布志市」を加える。

附 則

- 1 この条例は，令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際改正後の鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に当該法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で，同日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し，及び執行することとなる事務に係るものは，同日以後における当該法令の適用については，当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（提案理由）

知事の権限に属する事務の一部を新たに市町村が処理することとするため，所要の改正をしようとするものである。